

牛のヨーネ病防疫対策要領

第1 基本方針

ヨーネ病（以下「本病」という。）は、ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等を主徴とし、発症までの数か月から数年間は、明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする反すう動物の疾病である。

我が国における本病の防疫対策については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、これまで法第5条の規定に基づく飼養牛及び導入牛の検査と、当該検査により摘発した患畜の法第17条の規定に基づく殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点を置いて実施してきたところである。しかしながら、近年、本病の発生が国内生産牛や羊等においても見られ、その発生頭数が急増しており、全国的なまん延が危惧されていることから本病の防疫対策をより効果的に実施するため、今般、法及び要綱に示された対策に加え、本病の発生を防止するとともに、発生時の早期発見、まん延防止を図るための総合的な対策として本要領を制定する。

都道府県は、本要領に基づき発生状況に対応した防疫対策を推進するものとし、牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対し、農場における適切な飼養衛生管理方法の助言又は指導を行うとともに、計画的な検査による患畜等の摘発及びとう汰を実施する。

第2 定義

本要領において、次の1から5までに掲げる用語の定義は、それぞれ定めるところによる。

- 1 「発生確認」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項における判定欄第1項第1号から第6号までの規定に基づき、本病の患畜が確認されたことをいう。
- 2 「新規発生確認」とは、4で定めるカテゴリーⅠの農場における発生確認があったことをいう。
- 3 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないこと又は本病の発生が確認されたが、第4に規定する措置及び第5に規定する対策を講じ、すべての検査で陰性が確認されたことをいう。
- 4 「カテゴリーⅠ」とは、清浄確認が行われており、第3の規定により予防対策を講じ、かつ、第6の1に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。
- 5 「カテゴリーⅡ」とは、本病の発生があり、第4に規定する措置又は第5に規定する対策を講じている状態をいう。

第3 発生予防対策

都道府県は、獣医師等と連携し、牛の所有者に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準並びに次の1及び2に掲げる事項を遵守するよう、助言又は指導を行う。

1 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行う。

- (1) 牛舎内、特に牛床、飼槽及びウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃又は洗浄及び消毒すること。
- (2) 農場入口への消毒薬の散布並びに牛舎入口での専用作業靴への交換及び踏込消毒槽の設置等による、入場車両及び作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- (3) 日頃より飼養牛の健康状態を観察し、何らかの異常が確認された場合には速やかに獣医師又は都道府県に連絡し、必要な検査を受けること。
- (4) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (5) 子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第3に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- (6) 子牛は可能な限り早期に成牛(母牛を含む。)群から離して飼養すること。
- (7) 牛の排せつ物及び排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成(堆肥化)させること。

2 牛の移動の際の証明等

本病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられることから、牛の所有者は、導入元、導入先双方の協力により次の(1)から(6)までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努める。

- (1) 農場への牛の導入に当たっては、導入元農場が第6の2の規定によるカテゴリーIの証明を受けていることを確認すること。また、カテゴリーIの証明を受けていることを確認した農場からの導入牛であっても、導入時にはエライザ法等による抗体検査等により陰性を確認するよう努めること。
- (2) やむを得ずカテゴリーIIの農場から牛を導入する場合にあっては、過去6か月以内に最低3か月の間隔をあけた2回以上のエライザ法等による抗体検査等及び1回以上の分離培養法による細菌検査又はリアルタイムPCR法による遺伝子検査により陰性が確認されたものに限ること。

なお、出荷時の月齢が9か月齢未満であって、最低3か月の間隔をあけた2回以上のエライザ法等による抗体検査等の実施が困難なものについては、1回以上の分離培養法による細菌検査又はリアルタイムPCR法による遺伝子検査により陰性を確認し、導入後、最低3か月の間隔をあけた2回以上のエライザ法等による抗体検査等を実施し、陰性が確認されるまでの間、隔離牛舎又は空き牛舎等を利用し、他の飼養牛と接触させないよう飼育(以下「隔離飼育」という。)すること。ただし、肥育のみを行う農場における牛の導入にあってはこの限りでない。

- (3) 牛の出荷者は、上記の確認が円滑に行われるよう、別記様式例により必要な証明書の交付を受けること。

- (4) 導入元農場から牛を導入した場合には、当該牛について、エライザ法等による抗体検査等により本病の陰性を確認するまでの間隔離飼育すること。
- (5) 家畜共進会等の催物を目的とした、カテゴリーⅡの農場からの牛の一時的な移動に当たっては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該移動牛について少なくとも(2)の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。
また、カテゴリーⅠの証明書を受けていることを確認した農場からの牛の移動についてもエライザ法等による抗体検査等により本病の陰性を確認するよう努めること。
- (6) カテゴリーⅡの農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

第4 発生確認時の防疫措置

都道府県は、獣医師及び患畜の所有者等と連携し、次の1から5までに掲げる発生確認時の防疫措置を講ずる。

1 患畜等の隔離

本病の患畜又は疑似患畜の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

2 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第17条第1項の規定に基づき、発生確認後2週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

3 消毒等

発生確認があった農場においては、患畜の所有者に対し、法第25条第1項の規定に基づき、牛舎等の消毒を行うよう指示するとともに、糞尿（発酵が不十分な堆肥を含む。）の適正な処理について指導する。

4 疫学調査

他の農場からの導入牛で発生確認があった場合は、発生確認時の検査等の結果及び疫学的な関連を考慮し、法第51条に基づき導入元農場について必要な調査等を行う。

なお、導入元農場が発生確認があった農場が所在する都道府県以外に所在する場合には、当該都道府県は導入元農場が所在する都道府県に連絡し、連絡を受けた都道府県は導入元農場について必要な調査等を行う。

5 発生確認時の検査等

発生確認があった農場においては、直ちに、法第31条又は法第51条等に基づき次の(1)から(3)までに掲げる検査を実施する。

- (1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている6か月齢以上のすべての牛について、エライザ法等による抗体検査及び分離培養法による細菌検査又はリアルタイムPCR法による遺伝子検査（以下「同居牛検査」という。）を実施する。

ただし、同居牛検査の実施日前1か月に検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部として実施したものとすることができる。

- (2) 当該農場で飼養されている牛のうち、下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床

症状を示した牛については、(1)の検査に加え、糞便の細菌検査(直接鏡検)を実施するほか、6か月齢未満の牛については、発生状況等を踏まえ、ヨーニン検査等を実施する。

- (3) 本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果及び病性鑑定材料を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に送付する。

第5 まん延防止対策

都道府県は、獣医師及び患畜の所有者等と連携し、第4に規定する発生確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずる。

1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は次の(1)及び(2)により実施する。ただし、新規発生確認の際に、慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等の臨床症状を示す患畜が確認された農場又は第4に規定する措置若しくは第5に掲げる対策を実施している際に発生確認があった農場等については、(1)の検査後2年間、少なくとも年1回同居牛検査を実施する。

(1) 第4の5の(1)に規定する発生確認時の検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施する。

(2) 第4の5の(2)に規定する検査を実施する。

2 自主とう汰の推進

発生確認があった農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)又は(2)に掲げる項目に該当する牛が確認された場合には速やかに自主的とう汰するよう助言又は指導する。ただし、自主とう汰後も、当該とう汰牛については、分離培養法による細菌検査を継続して行い、ヨーネ菌が分離された場合には、発生確認に準じまん延防止対策を講ずる。

(1) 高度な汚染が想定される農場で飼養されており、患畜と疫学的に関連が高いもの

(2) リアルタイムPCR法による遺伝子検査の結果、検体中に大量のヨーネ菌遺伝子等が確認されたもの

第6 サーベイランスの実施及び証明書の交付

1 都道府県は、法第5条の規定に基づき、本病のサーベイランスを実施する。

2 都道府県の家畜保健衛生所は、牛の所有者から、当該農場がカテゴリーIであることの証明又はヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、証明書を交付する。

(別記様式例 1)

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住所
申請者
氏名 印

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛のヨ一ネ病防疫対策要領（平成18年10月〇〇日消安第〇〇〇〇号農林水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリー I に分類される農場であることを証明願います。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	

(別記様式例 2)

第〇〇〇〇号

農場カテゴリー I 証明書

〇〇 〇〇 殿

下記の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 18 年 10 月〇〇日消安第〇〇〇〇号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月	
4 その他	

平成 年 月 日

〇〇〇〇 印
※証明書を発行する者

カテゴリー I とは

本病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが本要領第 4 に規定する措置及び第 5 に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第 3 の規定により予防対策を講じており、かつ、第 6 の 1 に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

(別記様式例 3)

ヨ一ネ病検査証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住所
申請者
氏名

印

飼養している下記の牛を農場から移動させるので、ヨ一ネ病の検査の結果を証明願います。

記

移動先	1 移動予定年月日	
	2 移動先等 (所在地、農場名等)	
農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地	
牛名号等	1 品種	
	2 性別	
	3 名号	
	4 個体識別番号等	
	5 生年月日	

(別記様式例 4)

第〇〇〇〇号

ヨ－ネ病検査証明書

〇〇 〇〇 殿

下記の牛についてヨ－ネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1 農場名(所有者名)			
	2 農場所在地			
	3 患畜の最終発生日			
	4 農場における最終発生日後の検査回数※	回		
牛名号等	1 品種			
	2 性別			
	3 名号			
	4 個体識別番号等			
	5 生年月日			
検査結果	1 検査の種類	ELISA法	分離培養法	その他
	2 採材日/判定日			
	3 結果	陰性	陰性	陰性

※同居牛検査に限る

平成 年 月 日

〇〇〇〇 印
※証明書を発行する者